

議会運営協議会の検討結果について

報 告 書

平成21年3月

羽村市議会 議会運営協議会

目 次

I	はじめに	1
II	検討の内容	2
III	検討結果	3
1	即 検討項目	3
2	短期 検討項目	5
3	中期 検討項目	8
4	長期 検討項目	8
5	追加 検討項目	9
IV	審議経過、委員名簿	11
V	羽村市議会運営協議会要綱	12

I はじめに

羽村市議会では、これまでに2次（平成16年・平成18年）にわたり議会改革に取り組み、分権時代にふさわしい議会運営のあり方について検討を行い、その検討結果に基づいて議会改革を推し進め、一定の成果を挙げてきました。

しかし、地方分権改革やそれに伴う行政運営の変化、住民意識の変化等、議会を取り巻く情勢が大きく変わる中で、議会がこれらの変化に的確に対応し、議会の権能を充実させ活性化を進めていくには、改革への不断の取り組みが必要であるとの認識の下、平成20年6月に第3次となる議会改革に着手しました。

1 検討組織体制

第3次議会改革の検討にあたり、議会内に「羽村市議会運営協議会」を設置しました。議会運営協議会は議会運営委員会委員により構成し、正副座長には議会運営委員会の正副委員長が就任しました。

2 改革検討項目

改革検討項目の決定については、まず、各会派が改革・改善が必要と考える事項について提案し、議会運営協議会における協議ののち、16項目を議会改革の検討項目として決定しました。各検討項目は、結論を得る時期ごとに「即」「短期」「中期」「長期」と4つに区分し、順次検討を進めました。

また、随時、検討項目の追加提案を認めることとしたことから、最終的な検討項目は19項目となりました。

3 検討結果

議会運営協議会は、13回にわたり活発な議論を重ねました。

検討結果は後述のとおりですが、今回の議会改革では検討結果を議長に報告するだけに止まらず、議会運営協議会として改革事項に対する具体的な改善案を示し、より迅速に実効性のある改革となるよう努めました。

一方、インターネット配信の導入、議会基本条例の調査・研究、会派控室の改善など、中・長期的な視点をもって継続的に取り組む必要のある項目については、基本的な方向性を示し、引き続き「より開かれた、わかりやすい羽村市議会」を目指していくこととしました。

議長におかれては、議会運営協議会の検討結果を尊重され、より一層の議会改革の推進に向けて必要な措置を講じられるよう望むものであります。

Ⅱ 検討の内容

【検討項目一覧】

区 分	検 討 項 目 ・ 事 項
即	1 議員への情報提供
	2 会費のあり方
	3 議長交際費支出基準の見直し
	4 議会用語の見直し
	5 クールビズへの対応
短 期	6 議会インターネット配信
	7 議事録の更なる早期作成
	8 委員会の公開、委員会議事録のHP公開
	9 政務調査費の取扱要領作成と外部監査導入
	10 政務調査費使途明細の公開
	11 会派控室の改修
	12 議会基本条例・自治基本条例の調査研究（うち予算確保部分）
中 期	13 質問回数制限の撤廃
	14 予算書・決算書の改革
長 期	15 会派控室の改善
	16 議会基本条例・自治基本条例の調査研究
追 加	17 常任委員会行政視察の見直し
	18 行政視察報告会の見直し
	19 一般質問の取り扱い

※ 即：直ちに検討し、結果を出す。

短期：直ちに検討し、9月中に結論を出す。（今年度事業及び次年度予算への反映を要する項目）

中期：年度内に結論を出す。（必要に応じて例規の改正などが必要となる項目）

長期：長期的視野に立ち、検討を継続する。

Ⅲ 検討結果

即 検討項目

1 議員への情報提供

第2次の議会改革検討委員会の中で、議会スケジュールの全議員へのメール配信について議論し、現在は、1週間単位の議会スケジュールをファクシミリで提供している。今回、議会スケジュールのみならず、事務局からの各種情報提供をパソコンのメールで配信することについて検討を行った。

検討結果

事務局からの各種情報提供の方法について全議員にアンケートを実施し、その結果に基づき情報提供を行うことを提言する。

⇒ 検討結果の反映

情報提供の方法について議員へのアンケートを実施し、平成20年第7回議員全員協議会において、議員の希望に基づきファクシミリ又はパソコンメールいずれかによる情報提供を行うことを申し合わせ、平成20年9月から実施した。

2 会費のあり方

各種団体から議員に対して催事等の案内があるが、その際に生じる会費のあり方について、議員の申し合わせ事項を確認する必要があるとの意見があり、検討を行った。

検討結果

各種団体からの案内に対する会費は、参加者一律でない限り、公職選挙法で禁止されている寄附行為となることを、市の広報やホームページの活用も図り、各団体に周知していくことを提言する。

⇒ 検討結果の反映

東京都選挙管理委員会事務局職員を講師に招き、公職選挙法に関する議員研修会を開催した。

3 議長交際費支出基準の見直し

議長交際費支出基準を見直すことについて提案があり、検討を行った。

検討結果

議長交際費の支出状況を見ると、支出対象について精選されてきていると判断できることから、引き続き、現在の支出基準による運用とすることを提言する。

4 議会用語の見直し

議会用語の見直しについては、第1次・第2次議会改革の中で市民にわかりやすい言葉に置き換えるよう努めることを提言し、改善可能なものからわかりやすい表現を用いたり、簡潔な表現にしている。こうした経緯を踏まえ、再度、議会用語の見直しについて検討を行った。

検討結果

第2次議会改革の提言どおり「具体的に改革すべき点が生じた都度、議員からの提案をもとに検討する。」ことを提言する。

5 クールビズへの対応

夏季期間中（6月～9月）の上着・ネクタイの着用については平成17年7月に、また、議員章については平成2年6月にそれぞれ申し合わせを行っているが、共通認識を得るため確認した。

検討結果

上着及びネクタイ、議員章の着用については、議会の品位を損ねないよう、申し合わせ事項の文言を修正することを提言する。

⇒ 検討結果の反映

平成20年第7回議員全員協議会において、夏季における議場等の服装に関しては、「議会並びに議員として品位を損ねることのないものとする。」とし、議員章については、「本会議場においては議員章を着用すること。一部事務組合議会については、それぞれの議会によるものとし、それ以外の公務等における議員章の着用については議員各自の判断に委ねる。」ことを申し合わせた。

6 議会インターネット配信

インターネット配信については、第2次議会改革でその実現に向け予算要望していくことを提言した。この提言を受け、平成19年度以降の議会費予算要望にはインターネット配信に関する要望事項を盛り込み、平成20年1月には議会運営委員会で都内先進市への視察を実施した。

開かれた議会を目指すため、また、議会への市民の理解と関心を高めるため、議会の活動を公開していくことは重要であり、近隣市においても庁舎建設にあわせインターネット配信を導入する議会も増えていることから、再度、検討を行った。

検討結果

導入に向けた課題等について、議会運営協議会委員の中でインターネット等に識見のある委員が近隣市の導入状況を調査し、議会としての導入計画を検討することを提言する。

⇒ 検討結果の反映

平成20年8月27日、インターネット配信の状況を調査するため議会運営協議会委員2名が福生市議会を視察し、その結果を報告した。その後、議会としての導入計画を策定するため、導入にむけた基本的事項について各会派の意見を聴取した。その結果、「配信範囲は本会議、配信方法はインターネット録画中継、配信開始時期は平成22年度中」との結論を得た。この結論に基づき、今後、具体的な導入計画を策定していくこととなった。

7 議事録の更なる早期作成

地方自治法の改正により電磁的記録による議事録の作成が可能となったことから、第2次議会改革において、自動訳機などの機器を活用した会議録作成について調査・検討を提言した。更なる早期作成を目指し、再度、検討を行った。

検討結果

自動訳機による更なる早期作成が可能かどうか、導入済みの他市の状況を調査した上で、検討することを提言する。

8 委員会の公開、委員会議事録のHP公開

現在、羽村市議会の委員会は制限公開であり、会議自体が制限公開であることから、委員会議事録のホームページ公開も行っていない。委員会を原則公開とし、あわせて委員会議事録も市民が常時閲覧できるよう、議会ホームページに掲載し公開していくことについて検討を行った。

検討結果

全ての委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会）は原則公開とすることで意見が一致した。また、委員会議事録の公開についても、平成 21 年度予算で必要経費を要望し、議会ホームページに掲載するよう提言する。

⇒ 検討結果の反映

平成 21 年 4 月から委員会を原則公開とするため、羽村市議会委員会条例を一部改正するとともに、新たに委員会傍聴規則を定める。また、委員会議事録は、平成 21 年度から議会ホームページに掲載し、常時閲覧可能とする。

9 政務調査費の取扱要領作成と外部監査導入

政務調査費については、第 1 次議会改革検討委員会において次のとおり改善点をとりまとめた。

- 収支報告書への「領収書等証拠書類」の添付を義務付けること。
- 証拠書類の保存期間を 3 年から 5 年へ改めること。
- 年度途中の会派からの議員の離脱、所属議員数の変更の算定は月割計算によること。
- 収支報告書の支出の内訳欄を充当対象経費と充当額を明確に区分し記入すること。

この内容により市長部局との協議を経て、平成 17 年 3 月に羽村市議会政務調査費の交付に関する条例が改正されたところである。

今回、政務調査費の使途の透明性の確保と市民への説明責任を果たすため、使途の見直しと具体的な基準の作成、及び外部監査の導入について検討を行った。

検討結果

政務調査費の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすことができるよう、使途基準や証拠書類の整備などについて定めた取扱要領を作成することを提言する。

外部監査の導入については、第三者機関による監査を受けることの重要性は認識しているが、委託経費などを総合的に勘案し、現時点では導入しないこととの結論に至った。

⇒ 検討結果の反映

議会運営協議会が「羽村市議会政務調査費の手引き（案）」を作成した。平成 20 年第 10 回議員全員協議会において政務調査費の取り扱いは本手引きによることを決定し、平成 20 年度の政務調査費から適用することとなった。

手引きは、「羽村市議会政務調査費の取扱いに関する要領」及び「政務調査費使途基準補足事項」からなり、要領は支出の原則や支出することができない経費を明記するとともに、領収書等の証拠書類の整備の方法を規定した。また、使途基準補足事項は、具体的な使途事例について示した。

10 政務調査費の使途明細の公開

政務調査費の使途については、議会ホームページで会派ごとの交付額と決算額及び残余の額を公表している。さらに詳細な使途明細をホームページで公開することは、政務調査費の透明性の確保や市民への説明責任を果たす観点からも必要と考え、政務調査費の取扱いに関する要領の中で使途明細の公開について検討を行った。

検討結果

会派ごとに交付額、収支報告明細書、使途基準ごとの支出額及び支出総額、残余（返還金）の額を議会ホームページに公表することを提言する。

⇒ 検討結果の反映

「羽村市議会政務調査費の取扱いに関する要領」第9条（支出状況等の公開）で提言のとおり公開することを定めた。

11 会派控室の改修

一人会派の控室のパーテーションにドアを増設し、出入室がスムーズになるよう改修をとる要望があり、検討を行った。

検討結果

個別の改修は実施せず、長期的な検討項目の「会派控室の改善」で検討することを提言する。

12 議会基本条例・自治基本条例の調査研究（うち予算確保部分）

地方分権を担う責任ある議会としてのあり方を議員自ら調査・研究するため、専門家の意見を聞く機会や、先進地の状況を聞く機会を持つことは重要であり、そのため予算を確保すべきとの意見があり、検討を行った。

検討結果

研修等の必要経費は現在の予算枠で対応し、それ以上の経費が必要な場合は補正予算を要求することから、当面、予算は要求しない。

13 質問回数制限の撤廃

現在、本会議、委員会での質疑は3回までとなっているが、議会における議論を活発化し審議を深めるため、その制限を撤廃すべきとの意見があり、検討を行った。

検討結果

議論を活発化する見地から回数制限は撤廃すべきとの意見と、現行でも議長又は委員長が認めれば3回以上の質疑を行っており、発言の機会均等を保障する側面もあることから、従来どおりの運用でよいとする意見があった。

議会における議論を活発に行うことを否定する意見はなかったが、統一した結論を得るには至らなかった。したがって従来どおりとすることとなった。

14 予算書・決算書の改革

予算書・決算書を市民にとって見やすく分かりやすい形式に変えていくべきとする意見があり、検討を行った。

検討結果

予算書・決算書は議会が作成するものではないが、市民にとって見やすく分かりやすい予算書・決算書とすることは重要であることを確認した。

15 会派控室の改善

会派控室の改善については、第1次・第2次議会改革に引き続く懸案事項であり、再度、検討を行った。

検討結果

西庁舎の改修計画が策定された際に、その計画に合わせて会派控室の改善を計画化するよう進めていくことを提言する。

16 議会基本条例・自治基本条例の調査研究

地方分権を担う責任ある議会としてのあり方を議員自ら調査・研究し、羽村に合った条例制定を将来的に目指す必要があるとの意見があり、検討を行った。

検討結果

議会基本条例については、長期的に調査研究をしていくことは重要であるとの認識で一致した。また、自治基本条例については、市民も巻き込んで市長部局が主体となり策定していくものである、との結論であった。

追加検討項目

17 常任委員会行政視察の見直し

常任委員会では、先進的な施策を実施し優れた成果をあげている全国の市町村を視察し、今後の羽村市の行政運営に反映させるため、調査・研究を行っている。現在、2泊3日を基本として実施しているが、視察内容等に応じて1泊2日や日帰りの行政視察を実施する委員会もある。こうした実態を踏まえ、宿泊を伴う行政視察（日帰りの行政視察は除く）については中止することが提案され、検討を行った。

検討結果

常任委員会の行政視察については、現在、2泊3日を基本として実施している。行政視察は議会の権能を発揮するためにも重要な取り組みであり、一律に宿泊を中止するのではなく、視察内容や視察先に応じて、各委員会が2泊3日の範囲内で決定し実施することとするよう提言する。

⇒ 検討結果の反映

平成20年第11回議員全員協議会において、現在の申し合わせを以下のとおり変更した。

- 「常任委員会の行政視察については、議会の権能強化のために必要であることから、各委員会の決定により、2泊3日の範囲内で必要に応じて実施する。」

18 行政視察報告会の見直し

行政視察報告会は、昭和 51 年から実施し、羽村市議会の特徴ある取り組みとなっているが、近年、参加者の減少や固定化が見られる。報告会の実施方法について検討していく必要があるとの意見があり、検討を行った。

検討結果

より多くの市民に視察結果を報告するため、報告会で使用したパワーポイントを議会ホームページに掲載してはどうかとの意見があったが、報告会そのもののあり方については、長期的な課題として取り組むことを提言する。

19 一般質問の取り扱い

一般質問の通告期間及び発言順の決定方法の見直しと、これにあわせて議会日程等の設定の考え方を見直すことについて提案があり、検討を行った。

検討結果

一般質問の通告期間については、現行の 1 週間から 3 日間に変更する。ただし、公務等によりこの間に通告できない場合などの救済措置を設ける。また、本会議の日数、初日の設定などの議会日程設定の考え方については、一定のルールを定めることを提言する。

⇒ 検討結果の反映

平成 20 年第 11 回議員全員協議会において、一般質問の通告期間と議会日程等の考え方について、以下のとおり申し合わせを行った。

- 「一般質問の通告は文書で行い、通告期間は定例会初日の 13 日前までの 3 日間とする。ただし、公務等やむを得ない事情によりこの期間に通告しがたいと議長が認めたときは、この限りではない。」
- 「本会議初日は、原則、定例会の開催月の最初の火曜日とし、その週の金曜日までの 4 日間を本会議とする。初日から 3 日目までを一般質問に、4 日目を議案審議に充てることを原則とするが、日程については議会運営委員会で協議するものとする。」

Ⅲ 審議経過、委員名簿

1 審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	平成20年6月27日	協議会要綱の制定、正副座長の互選、議長からの諮問等
2回	平成20年7月11日	各会派提案事項の調整、改革検討事項の検討
3回	平成20年7月30日	改革検討事項の分類、即検討項目の検討
4回	平成20年8月12日	短期検討項目の検討
5回	平成20年9月18日	短期検討項目の検討、追加検討項目の提出
6回	平成20年10月20日	短期検討項目の検討、追加検討項目の説明
7回	平成20年10月31日	短期検討項目・追加検討項目・中期検討項目の検討
8回	平成20年11月11日	短期検討項目の検討
9回	平成20年11月26日	追加検討項目の検討
10回	平成20年12月15日	追加検討項目の検討、中期検討項目の検討
11回	平成21年1月13日	長期検討項目の検討
12回	平成21年1月27日	インターネット配信について、報告案の検討
13回	平成21年2月18日	報告案の検討

2 委員名簿

氏名	代表する会派
川崎 明夫	新政会・市民クラブ
濱中 俊男	〃
◎ 露木 諒一	公明党
○ 中原 雅之	日本共産党
馳平 耕三	民主党
門間 淑子	市民ネットワーク「いきいき広場」・羽村クラブ・新しい風・世論
小宮 國暉	〃

◎座長 ○副座長

IV 羽村市議会運営協議会要綱

(設置)

第1条 地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について調査及び検討を行うため、羽村市議会運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、議長の諮問に応じ、議会運営の改革について必要な事項を調査及び検討し、その結果を議長に答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、7人の委員をもって組織する。

2 委員は、議会運営委員会の委員とする。

3 委員の任期は、議会運営委員会委員の任期とする。

(座長及び副座長)

第4条 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、協議会を代表し会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(正副議長の出席)

第6条 正副議長は会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行し、第2条に定める事項について議長に答申した日をもってその効力を失う。